

ID: 3003

担当部署: 地域整備課

処分の概要	土地の形質の変更等の許可(市町村が施行する都市計画事業の事業地内に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	都市計画法 第65条第1項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
【基準】 法第65条の規定による。 (建築等の制限) 第65条 第62条第1項の規定による告示又は新たな事業地の編入に係る第63条第2項において準用する第62条第1項の規定による告示があつた後においては、当該事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の建設を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。 2 都道府県知事等は、前項の許可の申請があつた場合において、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見を聴かなければならない。 3 第52条の2第2項の規定は、第1項の規定による許可について準用する。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月30日	最終変更年月日	年 月 日